



教えてBUN先生

マニアック編 vol.2

第2回 輸入廃棄物



LISA

前回から始まった「廃棄物処理法、へんてこ条文」だけど、今回はどんな「へんてこ」な条文を紹介してくれるの？

リサちゃんは、産業廃棄物は何種類あるか知ってるかい？



BUN



LISA

なにを今更、基礎知識編でがっちり、法律と政令で20種類って覚えちゃったよ。廃プラスチック類とか汚泥とかでしょ。

初心者なら「大正解」って言いたいところなんだけど、実は廃棄物処理法では産業廃棄物を次のように定義しているんだ。



BUN



法律第2条第4項第2号

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

リサちゃんが言った「産廃20種類」っていうのは、この第1号。ところが、ご覧の通り、産廃には第2号が存在するんだ。



BUN



LISA

へえ～、こんな条文初めて見るなあ。なにに、「輸入された廃棄物」、そうかあ、いわゆる「輸入廃棄物」ね。それは聞いたことがある。たしか、産廃20種類の分類表の下の注意書きに、「輸入廃棄物は産業廃棄物」とか書いてあるね。でも、この条文を見ると、単に「輸入廃棄物」って書いてるんじゃないんだね。どれどれ……。なに、この条文。へんてこな。「限る」「限る」「除く」って、括弧書きがえらく多いんだねえ。

そうなんです。何に限って、何が何かから除かれているのか、ちょっと読んだだけじゃわかんないでしょ。じゃ、その括弧書きを一つ一つ開いていってみようか。まず、包含関係を確認するために、文章構成を見てみよう。輸入された廃棄物（A前号に掲げる廃棄物、B船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びにC本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）



BUN



BUN

Aは前号に掲げる廃棄物。
 Bは船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物。
 Cは本邦に入国する者が携帯する廃棄物。
 として、文意が変わらない程度に簡略化すると次のようになる。
 輸入された廃棄物（A、B（政令で定めるものに限る。「航行廃棄物」）
 並びにC（政令で定めるものに限る。「携帯廃棄物」）を除く。）
 となるので、Bの「船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物。」は「航
 行廃棄物」となり、Cの「本邦に入国する者が携帯する廃棄物。」は「携
 帯廃棄物」と呼ぶことになる訳だね。
 そこで、この「政令で定める」という「航行廃棄物」「携帯廃棄物」の
 政令を見てみると、次のようになる。



政令

（航行廃棄物）

第二条の二 法第二条第四項第二号の政令で定める船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物は、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の廃棄物とする。

（携帯廃棄物）

第二条の三 法第二条第四項第二号の政令で定める本邦に入国する者が携帯する廃棄物は、入国する者の外国における日常生活に伴つて生じたごみその他の廃棄物（前条に規定する廃棄物を除く。）であつて、当該入国する者が携帯するものとする。



LISA

なにこれ？条文を読まない方が、はるかに理解できるような日本語ねえ。
 なんで、こんなに細かく規定しなくちゃなんなかったのかしら？



BUN

この条文は平成5年の改正で追加されたものなんだけど、当時の施行通知を見ると次のような趣旨が書いてある。
 国際的なバーゼル条約の関係から、廃棄物の輸出入に関する規定も整備しなくてはならなくなった。日本ではこの改正から遡ること20年前から、廃棄物は一般廃棄物、産業廃棄物という大分類でやってきた。その大分類の大原則の一つとして、「産業廃棄物というのは事業活動に伴って生じたもの」とある。ところが、外国から持ち込まれる廃棄物は、その排出時点で「事業活動が伴っている」かどうか不明な場合が多い。また、一般廃棄物は原則時に「市町村責任」としている。と、なると、廃棄物が輸入され、それが一般廃棄物となると、陸揚げされた市町村に処理責任が生じてしまう。
 そこで、輸入廃棄物に関しては、「輸入者を事業者」としよう。そうすれば、事業活動が伴っているから、産業廃棄物とできる。



LISA

それで、まず原則として「輸入廃棄物は産業廃棄物」と定義した訳ね。



BUN

ところが、船員さんや乗客が航行期間中に排出した「うんちやおしっこ」までは、産業廃棄物にしなくてもいいんじゃないか、となり、「船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴つて生じたごみ、し尿」は一般廃棄物でいいよね。これは、輸入廃棄物という産業廃棄物からは除外しておきましょう、となった。



そこまでは理解できたわ。でも、なんで「携帯廃棄物」なんてカテゴリーまで作らなくちゃならなかったの？

LISA



条文の文言の関係だとは思うけど、航行廃棄物は「船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ」と定義したから、あくまでも「航行期間中に生じた」って「時点」にこだわったんでしょうね。
たとえば、船に乗る前に、自宅で食べたキャラメルの包み紙がポケットに入っていた。じゃ、それは「航行期間中に生じた」のではなくて、それ以前に生じていたんでしょ。となった。

BUN



そうかぁ、それでわざわざ、「入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみ」って定義した訳か。細かいねえ。

LISA



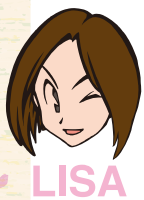
こうやって細かく規定した「輸入廃棄物」を「輸入」する時は、次の条文の規定により、環境大臣の「許可」を受けなくちゃならない。
もし、航行廃棄物や携帯廃棄物まで、「海外から持ち込まれるんだから輸入廃棄物じゃないか」ってなっちゃうと、外国から来る船や飛行機は、日本に入る度に大臣の許可を受けなくなる訳だからね。

BUN



(輸入の許可)

第十五条の四の五 廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。）を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。



なるほど、だから、航行廃棄物や携帯廃棄物は、海外から持ち込んでも許可は不要ですよって規定しておかなくちゃならなかった訳ね。文章は難しかったけど、今回は「へんてこ」ってレベルでもない感じだなぁ。

LISA



そう言われちゃうと、そうかもしれないけど、国内の廃棄物でもこの課題はあるんだよ。昔は国内移動も少なかったけど、近年は新幹線で大勢の人達が移動する。当然、車内にはおトイレが着いているから、おしっこやうんちが貯留される。それをどこで取り出すかと言えば、当然、車両基地だよ。さぁ、そこで排出される「うんちやおしっこ」は一般廃棄物か産業廃棄物か。一般廃棄物だとしたら、車両基地のある市町村に処理責任は発生するのか？

BUN



そんなこと言って、「ネタ」の不出来を誤魔化す気ね。そうは行かないわよ。次回は、もっとへんてこな規定を見つけてきてね。

LISA

(つづく・・・かな(;^_^A)

